

令和3年10月からインボイス制度の登録申請書受付が始まりました！

インボイス制度の実際の稼働は、令和5年10月からですが、申請を行うまでに
制度の理解を深めておきましょう！



インボイス制度の概要について

- インボイス（Invoice）は、一般的に“請求書”と和訳されますが、この制度上でのインボイスとは、「適格請求書」というものを指しており、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。
- インボイス制度とは、
＜売手側＞ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

＜買手側＞ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス保存等が必要となります。

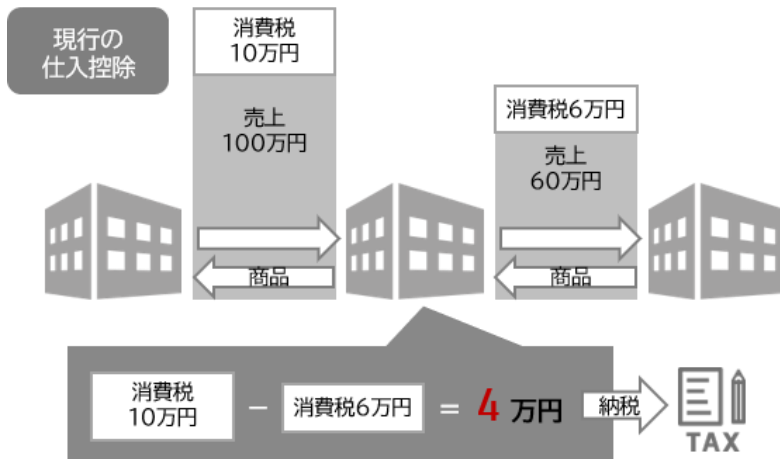
（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

この適格請求書を使用したインボイス制度が導入されることにより、売り手と買い手はこれまでとは対応が変わってきます。

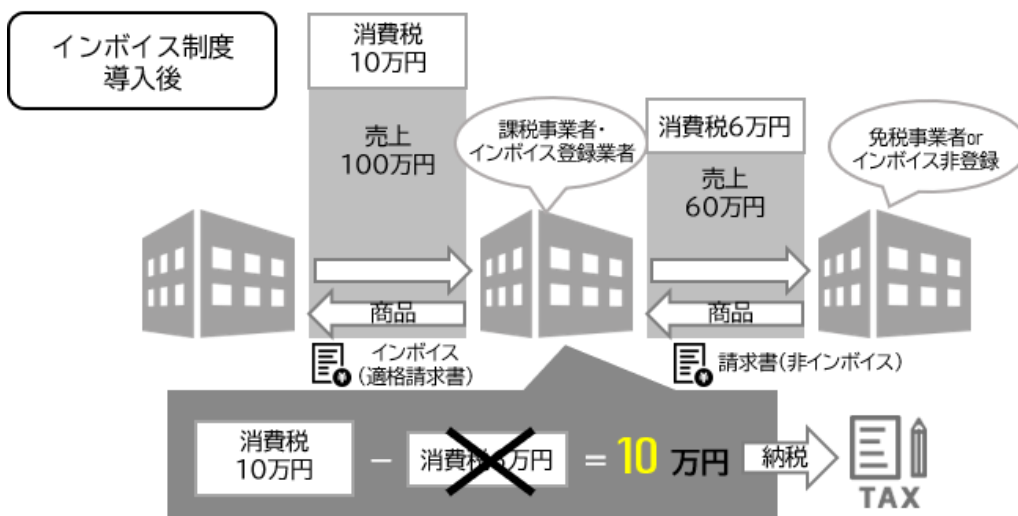
「登録事業者」である**売り手**は、買い手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイス（適格請求書）を渡す必要があります。（またインボイスの写しの保存も必要です。）

買い手側は「仕入税額控除」の適用を受けるために、原則として、取引相手（売り手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

※仕入税額控除について、図を使って説明します。



上の図の通り、売上として支払うべき消費税から、仕入として既に支払った消費税を差し引いた分を納税すればよい。その際にマイナスになった場合は、還付を受ける、というものです。



これがインボイス制度においては、「登録事業者」が発行した、「適格請求書」でないと、控除が認められず、これまで認められていた仕入で仕入れ業者に支払っているはずの消費税についても、再度納税が必要となります。よって、「登録事業者でない」取引先から、「適格請求書でない」請求書を貰うと、仕入控除が受けられないため、登録事業者になっていない事業者は、取引先から渋られてしまう可能性が大いにあります。

インボイス制度の登録事業者になるためには

制度導入の令和5年10月1日から登録を受ける場合は、受付開始である令和3年10月1日から令和5年3月31日までの1年半の間に納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

通常、免税事業者が課税事業者になる場合は、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要がありますが（登録申請書とは別に）、上記の制度導入時においては例外的に、選択届出書の提出は不要となります。

参考に国税庁「令和3年10月1日から登録申請書受付開始！」（リーフレット）をご覧ください。